

## 旭川水害タイムライン検討会 設置要綱（案）に対する御意見

### 1（御意見）

第3条1項に「・・・組織は、別紙に掲げるものとする」とありますが、別紙の「オブザーバー」も構成員に含まれるのでしょうか。含まれるのであれば、構成員として決定権限も生じます。現状では、「オブザーバー」の位置づけが不明です。

（回答）

検討会において決定権限を有するのは別紙の「参加機関」と考えます。このため、修正案において、検討会の組織は参加機関で構成されることを明示しております。

### 2（御意見）

第5条に「・・・組織以外の」とありますが、「組織」は、「第3条1項に定める組織」でしょうか。

（回答）

ご理解の通りです。

### 3（御意見）

第6条に「・・・座長の判断により」とありますが、「個人情報漏えいのおそれ」など、非公開とする要件を掲げる必要があるのではないのでしょうか。

（回答）

非公開とするケースは、個人情報だけでなく特定団体の利害関係等、様々なケースが考えられます。このため、「座長の判断」は各機関の情報漏洩等に関する取り決めにふまえて適宜判断することになりますので支障は生じないと考えます。各機関よろしければ、別途お持ちの情報公開に関する取り決め等について情報提供いただければ今後の参考にいたします。

旭川水害タイムライン検討会 設置要綱(案)への御意見への対応について  
(修正対比表)

(下線:修正箇所)

項目	設置要綱(案) ＜第1回勉強会時点＞	設置要綱(案)	備考
(所掌事項) 第2条	1 旭川下流域の国管理区域内における台風等による風水害に備えたタイムライン(事前防災行動計画)の検討	1 旭川水害TL検討会の参加機関を対象とした旭川下流域の国管理区域内における台風及び内水等による風水害に備えたタイムライン(事前防災行動計画)の検討	所掌事項の明示
(組織構成) 第3条	1 旭川水害TL検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。	1 旭川水害TL検討会の組織は、別紙に掲げる参加機関とする。	主体となる参加機関の明示
	2 旭川水害TL検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。	2 旭川水害TL検討会の組織の変更は、必要に応じ、検討会に諮って承認を得るものとする。	会議以外での変更対応を可能に
(雑則) 第9条	この要綱に定めるもののほか、旭川水害TL検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。	この要綱に定めるもののほか、旭川水害TL検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度検討会に諮って定める。	会議以外での運営対応を可能に

## 旭川水害タイムライン（事前防災行動計画）検討会 設置要綱 （案）

### （目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「旭川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）検討会」（以下「旭川水害TL検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 旭川水害TL検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 旭川水害TL検討会の参加機関を対象とした旭川下流域の国管理区域内における台風及び内水等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討
- 2 その他必要な事項

### （組織構成）

第3条 旭川水害TL検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 旭川水害TL検討会の組織は、別紙に掲げる参加機関とする。
- 2 旭川水害TL検討会の組織の変更は、必要に応じ、検討会に諮って承認を得るものとする。
- 3 旭川水害TL検討会は、座長を置くものとする。
- 4 座長は、会務を総括し、旭川水害TL検討会を代表する。

### （WGの設置）

第4条 旭川水害TL検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

### （会議の招集等）

第5条 旭川水害TL検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

### （公開）

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページに公開するものとする。

(検討会の任期)

第7条 任期は、旭川水害T L検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所におく。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、旭川水害T L検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度検討会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

旭川水害タイムライン検討会 組織

【座長】

特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所 副所長 松尾一郎

【参加機関】

岡山市 危機管理室  
岡山市 市民協働局  
岡山市 北区役所  
岡山市 中区役所  
岡山市 東区役所  
岡山市 南区役所  
岡山市 保健福祉局  
岡山市 経済局  
岡山市 都市整備局  
岡山市 下水道河川局  
岡山市 消防局  
岡山市 教育委員会  
岡山県 危機管理課  
岡山県 土木部 防災砂防課  
岡山県 土木部 河川課  
岡山県 備前県民局  
岡山県 警察本部  
気象庁 岡山地方気象台  
陸上自衛隊 日本原駐屯地 第13特科隊  
中国電力(株) 岡山支社  
西日本電信電話(株) 岡山支店  
岡山ガス(株)  
西日本旅客鉄道(株) 岡山支社  
岡山電気軌道(株) 電車事業本部  
両備ホールディングス(株) 両備バスカンパニー  
八晃運輸(株)  
宇野自動車(株)  
日本放送協会 岡山放送局  
山陽放送(株)  
岡山放送(株)  
テレビせとうち(株)  
西日本放送(株)  
(株)瀬戸内海放送  
岡山ネットワーク(株)  
(株)岡山シティエフエム  
岡山都市整備(株)  
(株)天満屋 防災センター  
山陽SC開発(株)  
ペスカ岡山 防災センター  
NPO法人まちづくり推進機構 岡山  
中国地方整備局 岡山国道事務所  
中国地方整備局 岡山河川事務所

【オブザーバー】

中国地方整備局 企画部防災課  
中国地方整備局 河川部水災害予報センター  
中国地方整備局 道路部道路管理課

【アドバイザー】

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 前野 詩朗  
元気象庁予報課長 村中 明

【事務局】

岡山市 危機管理室  
中国地方整備局 岡山河川事務所  
中国地方整備局 岡山国道事務所  
岡山地方気象台

※敬称略